

#### ◆生活習慣病管理料

厚生労働省が発表した診療報酬改定により、2024年6月以降、糖尿病、高血圧、脂質異常症（コレステロールや中性脂肪）のいずれかで通院している場合、「生活習慣病管理料」を算定し、総合的な治療管理を行います。

算定にあたって個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容を記載した『療養計画書』の作成・説明が必須となります。患者様には初回だけ計画書への同意をいただくご署名をお願いいたします。

患者さんの状態に応じ、28日以上長期投薬を行なうこと又はリフィル処方箋の交付する対応が可能です。

#### ◆地域包括診療加算

健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。

医療機関に通院する患者さんについて、介護支援専門相談員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能です。

患者さんの状態に応じ、28日以上長期投薬を行なうこと又はリフィル処方箋の交付する対応が可能です。

介護保険制度の利用等に関する相談を実施しています。

#### ◆小児かかりつけ診療料

6歳未満の乳幼児を対象に、医療機関を「かかりつけ医」として登録して頂き総合的な診療を行う体制に対しての診療報酬（小児かかりつけ診療料）です。

同意をされた場合、

急な病気の際の診療や慢性疾患の指導管理を行います。

予防接種の接種状況の確認、必要に応じて助言します。

不適切な養育にもつなげる育児不安との相談に応じます。

発達障害を疑う患者の診療、保護者への相談対応、専門医への紹介等をします。

診療時間外や休診日で対応できない場合を除き、原則として当院を受診して頂きます。

対応が難しい場合や高度医療が必要な場合は、状況に応じて他院を紹介します。

やむを得ず他院を受診された方は、次回の来院時に処方内容等を必ずお伝え下さい。薬の重複などが無いよう調整します。

健診の結果や予防接種のスケジュール管理のため随時母子手帳の確認を行い、必要な場合は助言させて頂きます。

症状で困った場合など、電話相談を可能な限り受け付けます。

※厚生労働省では「かかりつけ医」の普及を推進しています。病気になった時の初期診療を「かかりつけ医」が行い、専門的な検査や治療が必要になった時に病院との連携をス

ムーズに行うことが目的です。医療機関の重複受診を防ぎ、医療費の無駄遣いを減らす目的で設立されました。医療受給者証をお持ちの方であれば、皆様の窓口での負担は一切変わりません。

#### ◆明細書発行体制加算

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無償で交付しています。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨をお申し出ください。

#### ◆処方せん

当院では患者さんの状態に応じ「28 日以上長期の処方を行うこと」「リフィル処方せんを発行すること」いずれの対応も可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、病状に応じて担当医が判断します。

#### ◆一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたらご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

#### ◆医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

当院を受診された方に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います

#### ◆在宅医療情報連携加算

患者さんの診療情報等について、連携する関係機関と ICT を用いて共有し、常に確認できる体制を有しています。

患者さんの同意の上、地域において連携する関係機関以外の保険医療機関等とも ICT を

用いて情報 を共有し連携しています。

#### ◆機能強化加算

患者さんが受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。

健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています。必要に応じ、専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。

介護・保健・福祉サービスに関する相談に応じます

地域において包括的な診療を担う医療機関であること。

夜間・休日等、診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

専門医療機関への受診の要否を含む診療の評価をします。

地域において包括的な診療を担う医療機関です。

#### ◆医療 DX 推進体制整備加算

① オンライン請求を行っております。

② オンライン資格確認を行う体制を有しております。

③ 医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しております。

④ 電子処方箋を発行する体制については電子カルテメーカーの対応待ちです。(経過措置 令和7年3月31日まで)

⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。(経過措置 令和7年9月30日まで)

⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有しています。

⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示しています。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

#### ◆外来感染対策向上加算

受診歴の有無に関わらず、発熱患者等を受け入れます。

診療にはご予約が必要です。

#### ◆情報通信機器を用いた診療について

情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬を処方いたしません。